

企業年金減額反対訴訟

どうすれば勝てるか

2007年12月8日「ストップ！！ 企業年金減額 ひろげようくらし守る大きな輪」をサブタイトルにした、減額に立ち向かう裁判闘争の報告集会が開かれ首都圏を中心に130人が参加しました。

この会を主催した「企業年金の受給権を守る連絡会」は04年6月に松下電器、TBS、NTT、KDDI、りそな銀行それに早稲田・法政・明治の各大学の企業年金減額に反対する会等が情報や意見交換の場として結成し、裁判傍聴や宣伝で協力し合っています。

実行委員長で社会保険労務士の夏野弘司氏は開会の挨拶で、各企業年金の形態は少しずつ異なっていますが、いずれも退職金の分割後払い制度であり、企業と労働者との契約です。退職時に確定した労働債権であり、何年後かに減額するなどということはとんでもない。アメリカのエリサ法のように支払い保証制度で保護すべきと強調しました。

続いて各裁判の原告団の報告に移り、最初に「NTTグループの企業年金改悪反対全国連絡会」の岩崎俊氏から報告がありました。

NTTが「NTTの企業年金の減額申請を不承認」としたことは不当と厚生労働大臣を訴えた裁判です。裁判の結果は企業年金受給者の権利に重大な影響を及ぼすことから受給者も「訴訟参加」し被告の厚生労働省とともに、NTTの不当な主張に反論して戦って来たと三者の関係を説明。

判決は①労使合意があっても一人ひとりの受給権の保護が必要②年間1000億円もの儲けを上げているNTTに減額は認められないなどNTTの主張を真正面からしりぞけたことを高く評価。

600人に近い原告と2万人に及ぶ減額不同意者がいたことを強調し、14万5千人が喜ぶ完全勝利だと報告しました。またNTTが控訴した意味について「労使自治に行政は介入するな」という労働法改悪と関連していると指摘しました。

(NTTについては07年11月16日付けの企業年金コーナー①でもふれています)
次に松下福祉年金「契約順守を求める会」の重田孝市氏から報告がありました。

退職金の一部を原資として会社に預け入れ、会社はこれに一定の利率を乗じる事によって算出される確定金額を、退職した受給者に、特定期間支給することを契約した制度であ

ること。

退職金の増額要求闘争のなかで、昭和41年に創設された自社独自の年金で、その後36年間一度も契約の変更はなかったが、平成14年4月、会社が「経営不振」を理由に一律2パーセントの利率引き下げ（年金額としては15パーセント）を行ってきたことから裁判で争っているもの。

最高裁上告が不受理となった経緯と、一審・二審の判決の不当性を告発しました。それは事実を争うべき裁判で裁判官の主張を優先させ、さらに被告の言い分のみを認める「企業寄りの奇怪な判決」だと糾弾、また本件の裁判官が退官後、松下の顧問法律事務所に就職したことも暴露しました。

原告115人のうち年金受給年齢に達していなかった10人が第2次訴訟団として大阪地裁で係争中です。

続いて、一審で全面勝利した「早稲田大学年金裁判の会」の杉山晴康氏からの報告になりました。

最初に年金減額の動機が、株屋の社長を理事にして、教育・研究の府である大学を企業・商売として考えようと言う事から始まった。また一流大学と言われているものの、その待遇・労働条件はそれにふさわしいものではない実態が話されました。

待遇改善を要求するなかで「少し待ってくれ、年金でやる。歳をとったとき、食べていけるようにするから」ということで出来た独自年金であることが話されました。

そして、裁判の過程では理性、真理探究の場であるにもかかわらず証人の件でも提出調書の件でも無責任きわまりないので、まさに勝つべくして勝ったと報告。

大学は全面敗訴にもかかわらず、厚顔にも控訴しました。現在、高裁では、公正をもっととうとする裁判官が、ともすれば大学側に肩入れする場面が見られ予断を許さないとも報告しました。

（文責 中央執行委員 山本 寛）

（次号でも TBS・りそな銀行などの、報告集会の内容を掲載する予定です。

また詳しい資料が必要な方はご連絡下さい、手配いたします。）